

業務委託における遠隔検査の試行に関する運用について

1 試行内容

Web 会議システム等による映像と音声の双方向通信を使用して、業務委託の遠隔検査を試行する。

2 事前協議

検査前までに、受発注者の協議により遠隔臨場による検査を実施するか決定する。遠隔による検査の実施について、監督員は検査員と十分調整を行うこと。

協議内容

- ・実施状況、成果品及び品質の検査が可能であるか。
- ・映像と音声の「記録」に関する仕様が「栃木県県土整備部建設現場の遠隔臨場（監督）に関する試行要領」の仕様を満たしているか。
- ・その他必要な事項。

3 事前準備

監督員または受注者が会議ルームを作成し、検査員へURLを報告すること。遠隔臨場の配信は「web 会議システム（teams、zoom 等）」、「情報共有システム（ASP）」などを利用すること。

監督員は検査員と事前に必要な機材について協議し、準備すること。

4 検査方法

当日は電子データにより検査を行うこと。帳票等が紙である場合は紙による検査を行い、データ化するなどの対応は行わないこと。

5 その他

不明な点等ある場合は、技術管理課に確認・協議するものとする。